

TOPICS
01

9月2日(月)から
認知症高齢者等事前登録制度が始まります

無料

問 市役所介護高齢課
(内線 174・175)

認知症高齢者等事前登録制度とは？
認知症・若年性認知症の方(疑いのある方を含む)が行方不明になった際に、迅速に捜索することができるようにその方の情報を事前に登録する制度。

申し込み方法

市役所介護高齢課窓口で登録届を提出
持ち物：登録者本人の写真

対象者

市内に居住かつ住所を有する在宅で生活をされている認知症の方(疑いのある方を含む)で以下の状況に当てはまる方
①要介護認定1～5の方
②要支援認定1・2の方
③総合事業対象者の方(基本チェックリストを行い該当する方)
④64歳以下の方で若年性認知症と診断された方 など

認知症高齢者等事前登録をされた方に **認知症見守りシール** を交付します！

認知症見守りシールとは？
行方不明となった方を発見した人がシールの二次元コードを読み取ると、介護者と伝言板でやりとりすることができます。衣服や靴・かばんなどの持ち物に貼って使います。



交付枚数

耐洗シール 20枚
蓄光シール 10枚

料金

無料(追加発注する場合は料金が発生します。)

申し込み方法

市役所介護高齢課窓口で交付申請書を提出

TOPICS
02

敬老記念品をお贈りします

問 市社会福祉協議会 ☎65-8105
市役所介護高齢課(内線 174)

数え **80歳** の方
敬老記念品贈呈

数え **88歳** の方
米寿の記念品贈呈

数え **100歳** の方
市長表敬訪問

実施時期
記念品
9月下旬までにご自宅にお届け
市長表敬訪問
9月上旬ごろ



事業の見直しに伴い、敬老記念品贈呈は、今年度からは数え80歳の方のみとなりました。

TOPICS
03

TKE スポーツセンター
9月トレーニング講習会

問 TKE スポーツセンター(十四山スポーツセンター)
☎52-2110

トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会(器具説明など)を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

と き ①10:00～ ②14:30～ ③18:30～

日程	1回目	2回目
1日(日)	①	②
5日(木)	②	③
7日(土)	②	③
8日(日)	①	②
10日(火)	②	③
14日(土)	②	③
15日(日)	①	②
18日(水)	②	③
21日(土)	②	③
22日(日・祝)	①	②
27日(金)	②	③
28日(土)	②	③
29日(日)	①	②

トレーニング室利用料
・大人 300円
・中学生 150円

所要時間

1時間半程度

持ち物

運動のできる服装、上履き

申し込み方法

電話または窓口
※予定は変更になる場合があります。

TOPICS
04

手続きをお早めに！
年金生活者支援給付金制度



問 給付金専用ダイヤル
☎(0570)05-4092(ナビダイヤル)

年金給付金 検索

年金生活者支援給付金とは？
公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続は、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

請求手続

受け取りには請求書の提出が必要です。
新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
①日本年金機構から9月ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付します。
②同封のがき「年金生活者支援給付金請求書」に記入し提出してください。
※令和7年1月6日までに請求手続が完了しますと、令和6年10月からさかのぼって受け取ることができます。
年金を受給しはじめる方
年金の請求手続と併せて年金事務所または市区町村で請求手続をしてください。

対象者

老齢基礎年金を受給している方
以下の要件を全て満たしている方
65歳以上である
世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件を満たしている方
前年の所得額が約472万円以下である

⚠️ 不審な電話や案内にご注意を ⚠️
日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

TOPICS
05

有害鳥獣(鳥類)駆除を実施します

問 市役所産業振興課(内線 252・253)

目的
市内における農業被害を軽減すること

- 下記のことを順守します
01. 駆除業務は、海部南部猟友会へ委託します。
 02. 駆除業務は、有資格者において安全かつ適切に実施します。
 03. 民家の近隣および人通りの多い場所では実施しません。
 04. 農地内における捕獲許可指定鳥類のみ駆除を実施します。
 05. 駆除は、散弾銃および空気銃(上之割地区、五斗山地区は空砲のみ)を適切に使用し、空薬きょうは回収します。
 06. 地域から要請がある場合は、実施計画表の予定以外にも駆除を実施することがあります。
 07. その他、駆除における安全管理を徹底します。

実施予定日		地区
10月	10日(木)	鎌島、松名、鍋田
	21日(月)	稲元、西末広、東末広、鍋田、寛延、上之割、五斗山 東亜鉄工周辺(坂中地、馬ヶ地、鮫ヶ地、子宝、西蛭)
11月	11日(月)	竹田、神戸、海屋、鍋田
	20日(水)	鎌島、松名、寛延、上之割、五斗山 東亜鉄工周辺(坂中地、馬ヶ地、鮫ヶ地、子宝、西蛭)
	29日(金)	西末広、東末広、鍋田
12月	10日(火)	竹田、神戸、海屋、鍋田、寛延、上之割、五斗山 東亜鉄工周辺(坂中地、馬ヶ地、鮫ヶ地、子宝、西蛭)
	20日(金)	稲元、西末広、東末広、鍋田